

# 忍・行田公民館

## 施設の概要

- 1 所在地 行田市佐間 1-22-11
- 2 建築年月日 昭和46年5月1日
- 3 総工費 113,114,000円
- 4 構造 RC造一部S造3階建て(1,305.00㎡)
- 5 敷地面積 1,342.60㎡
- 6 主な館内施設 ホール、第1A会議室、第1B会議室、学習室、体育室、第2会議室、調理実習室、音楽室、第3会議室、茶室、創作室、和室
- 7 設置根拠 行田市公民館条例、行田市公民館管理規則

## 【平成26年度予算額】

第10款 教育費 第5項 社会教育費 第5目 公民館費  
地域公民館管理運営費 15節 工事請負費 0円

## 【現在の状況】

忍・行田公民館は社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条の目的を達成するため、また、同法第21条の規定に基づき設置されたものである。平成46年5月、当初は行田市中央公民館併せて埼玉県勤労青少年ホームとして竣工した。その後、平成15年、新たに行田市中央公民館が佐間地内に新設されたのに伴い、中央公民館の名称を新館に譲り、以後、忍・行田公民館の名称を付された経緯がある。

公民館には、「生涯学習の拠点」として、また「地域のふれあいの場」や「地域文化継承の場」などに加え、「災害時の防災拠点」としての位置づけという点で果たす役割にも大きなものが期待されるが、同館におけるその役割は、他の地域館にないような設備を有することから、特異なものがあるといっても過言ではない。利用者は年間4万人を数え、圧倒的に他の地域館の利用を上回る。

一方、先に行なった耐震診断結果（平成24年度実施）によれば、IS値が0.32と判定され、構造判定指標の目安となる0.75を大幅に下回ることが指摘され、耐震工事実施に向けた体制を取ろうとしていたところである。

内部にて、構造改善ないし建替えを検討する中であって、老朽化と耐震不足、使い勝手、維持管理上の費用対効果、建物寿命、ユニバーサルデザインをはじめとする諸問題等々を勘案すると、建替えを適当とする判断にいたったところである。